

入札監理小委員会における審議の結果報告

農業物価統計調査

農林水産省所管の農業物価統計調査に係る業務については、平成 21 年 11 月から 2 年 5 か月間の契約により、民間競争入札の落札者により事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。これに基づき、農林水産省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 質の設定について

【論点】（実施要項 7、11、18、22 頁）

本調査は、調査客体を毎月継続して調査することを原則としているが、調査不能になった場合において、農林水産省と役割をどのように分担し、民間事業者が達成すべき質を設定するか。

【対応】

代替する調査客体の選定は農林水産省が行うが、民間事業者は調査客体の代替を必要最小限とすることを達成すべき質として設定し、その状況の報告及び評価を行うようにした。

また、事業実施においては、質の達成に向けて、農林水産省と民間事業者の適切かつ十分な連携が必要であることを農林水産省と確認した。

2. 情報開示について

【論点】（実施要項 27～29、37 頁）

本調査は、平成 19 年初に職員調査から調査員調査へ移行しているが、調査員に関し、その配置や経費（手当、交通費等）について必要かつ十分な情報を開示すべき。

【対応】

調査員調査における経費（調査員手当及び旅費支給）等の詳細を明らかにし、都道府県別の調査員の配置数も参考値として開示するようにした。

以上